

## 福島相双復興官民協議会の設置について

平成 27 年 8 月 24 日  
原子力災害対策本部長決定

## 1. 目的

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災事業者等の生活再建、生業や就労の回復等きめ細かな支援の実施に向けて、地方公共団体を含む関係機関等との総合調整等を行うことを目的として「福島相双復興官民協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 具体的には、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）において、被災された方々の置かれている状況に寄り添った支援を実施し、事業・生業の再建を可能とするため、国・県・民間が一体となって人員や資金等を手当てし、自立支援策実施のための主体として官民合同チームを創設することとされている。協議会において、当該官民合同チームの設置及び運営に関する事項の決定及び関係者間の総合調整を行う。

## 2. 組織

内閣府原子力災害対策本部原子力災害現地対策本部長、福島県副知事、一般社団法人福島相双復興準備機構理事長をメンバーとし、関係者（オブザーバー）として、福島復興再生総局事務局長、農林水産省東北農政局長、経済産業省東北経済産業局長、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事をもって組織する。

## 3. 実施内容

被災された方々の自立支援策実施に向けて、個別訪問をはじめとする各事業者の状況に応じたきめ細かな対応により、自立へ向けた取組を円滑に進めていくため、その方策の検討や実施状況の共有等関係機関等との連携を図る。  
なお、協議会の決定は全メンバーの同意によるものとする。

## 4. 事務局の設置

協議会における検討に必要な資料の作成等の実務、協議会の開催等に関する事務を担当することを目的に、事務局を設置する。

## 福島相双復興官民協議会

### <メンバー>

- ・ 内閣府原子力災害対策本部原子力災害現地対策本部長
- ・ 福島県副知事
- ・ 一般社団法人福島相双復興準備機構理事長

### <関係者>

- ・ 福島復興再生総局事務局長
- ・ 農林水産省東北農政局長
- ・ 経済産業省東北経済産業局長
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事